

1. 議事日程

〔平成21年第4回安芸高田市議会12月定例会第3日目〕

平成21年12月11日
午前10時 開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等 之
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

15番 金 行 哲 昭 16番 入 本 和 男

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総務企画部長	清 水 盤
市 民 部 長	山 本 数 博	福祉保健部長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	金 岡 英 雄	建 設 部 長	廣 政 克 行
消 防 本 部 消 防 長	光 下 正 則	教 育 次 長	田 丸 孝 二
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	長 井 敏	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	深 本 正 博	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文

政策企画課長 竹本峰昭

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事務局 長 益田博志 事務局 次長 西原裕文
主 任 倉田英治



午前 10時00分 開議

- 藤井議長 それでは、皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において15番
金行哲昭君及び16番 入本和男君を指名いたします。



日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。
2番 石飛慶久君。
○石飛議員 2番 無所属、石飛慶久でございます。さきの通告どおり一般質問いた
たします。

昨日、同僚議員より少年自然の家運営についての一般質問があり、その
答弁は、収益施設ではなく教育施設として利用すべき、利用者1人につ
き約1,940円の赤字のため民間委託の可能性は現段階ではないと私なりに
解釈いたしました。

さて、他の自治体では公共の車を土日、祭日の未使用時には市民に貸
し出すカーシェアリングを導入するなど、自治体の持っている公有財産
を独自の維持管理費の圧縮を実行していると聞き及んでおります。

さて、当市も財政の健全化を図りつつ地方分権または地方主権の進展
による安芸高田市の独自の事業展開、他の自治体より特化した事業の健
全運営の構築が責務と思います。少年自然の家「輝ら里（きらり）」の
昨年度の宿泊率は、市内34.5%、市外65.5%。使用料615万円に対して
支出が2,766万円。昨年度にも事業を構築されました。本年度は意欲を
はぐくむ自然体験推進事業と新規事業の農山漁村交流プロジェクト事業
を取り入れ、大変努力されていると承知しておりますが、市内利用者よ
り市外利用者が多い、また大人の利用者が少ないと現状を把握しており
ます。貴重な一般財源を投入しても、教育施設である以上、学生には十
分に施設利用をし、健全な、できれば将来を担う大人に成長してくれる
ことを望むのは惜しみもありませんが、多額の税金を投入しリフォーム
した責任上、施設のフル活用を実行することが行政及び議会の市民に対
する大きな責任かと思いますが、なぜ大人の宿泊者がふえない、その原
因、課題を何と考えておられますか。また、大人の利用者をふやす手だ
てをいかにお考え、今後の方針をどのように展開されていかれますでし
ょうか。通告の1は以上の質問でございます。

通告の2番目といたしまして、公営住宅の跡地利用についてお伺いいたします。

安芸高田市総合計画にあるように快適なにぎわいのあるまちづくり、生活環境の整備、現状の課題としましては公園は都市計画区域内の都市公園は未整備で、その他の地域においても未整備の地域が多く、平成16年3月31日現在、1人当たり公園面積は1.0平米で、広島平均9.7平米を大きく下回っています。ただし、平成21年度は大通院谷川の公園の完成など、人口の減少などによってかなり変わってるとは思います。具体的な施策としましては、公園緑地の整備、アとしまして都市公園の整備、イとしまして個性のある公園整備、イの個性のある公園整備のアとしまして住民ニーズや地域の特性に応じて小広場や小公園など生活の身近な場所における特色のある公園整備を推進しますとあります。公営住宅の跡地利用ということで既に雇用促進の方も購入が進み、公営住宅が空き家になり、そちらの方の整備が来年度の予算とともに各所管で推移されてるとは思います。その中の新町地区にあります特に失業対策としての貧民救済のへらほりの池のある跡地の新町地区についてのお考え、第2に現在、西土手地域の方が御使用されてる集会所のある西土手地区の公園住宅の跡地利用についてお伺いするものです。

以上、御答弁をよろしく申し上げます。再質問、再々質問については自席の方で行いますので、よろしく申し上げます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。ただいまの石飛議員の御質問にお答えをしたいと思います。

最初に、少年自然の家の課題でございますけど、これは教育委員会の課題で、後から教育長の方がちょっと詳しく説明するかもわかりませんが、経営という観点から私の方から少し御説明をさせていただきたいと思っております。

基本的に、現在、議員がおっしゃるように、非常に経営状況には成り立つような存在ではございません。現在1人当たり1,900円の、1人来るたびに、福山から来て、そういう市費の持ち出しがあるという事実でございます。入ってくるのは差し引きそれぐらい。だから、今、教育委員会の方に指示しているのは、三角棟の部分についてはある程度教育施設としてこれから教育向上のために使っていこうじゃないかと、それからこっち側の表側の部分についてはある程度、酒とか時間制限とか、そういう秩序ある制度の中で一般の方にも使ってもらえるんじゃないかと、こういうような方向で検討していきたいからという課題をお願いをしておるところでございます。いずれにいたしましても、今1,900円言いましたけど、人件費を入れたらまた3,000円とか3,500円になってしまうんで、膨大な金の支出、市の財政を広島県、日本の健全育成のために投資することもやぶさかじゃないんですけど、我が安芸高田市の財政、そこ

まで余裕がないので、まずは我が市民の子どもたちのことをしっかり考えようということでございます。よろしく御理解を賜りたいと思います。それから、公営住宅の跡地利用についての御質問でございます。

吉田町内にあります公営住宅の3団地は老朽化をしており、入居者の皆様方に安心・安全な住宅の供給とは言えない住宅の提供となっております。平成22年9月をめどに市営住宅としての管理を終了したいことへの御理解と、雇用促進住宅の譲り受けした住戸や公営住宅の準備空き家に移転をしていただきたいという旨の協力をお願いしたところでございます。公営住宅の廃止に関する寄附行為も現在進めているところでございます。

これらの団地のうち御指摘の新町住宅、西土手の住宅の跡地のお尋ねでございます。

まず、第1点目の新町の住宅につきましては、議員御指摘のとおり、1670年ごろに吉田の豪商竹野屋河野与三郎氏が当時、災害により困窮した人々を雇い、庭園の池、泉水をへらで掘り、小さなざるで運ばせることにより長い月日を要して完成させ、そのうちにへらほりの池として偉業がたたえられた場所の一部でもございます。新町住宅は戦後の住宅不足であった昭和29年に住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸する公営住宅として建設をされました。現在、55年が経過しております。本年の5月には4戸の入居者の方がございましたが、1名の方が公営住宅に移転をされ、残る3名の方も市有住宅への移転を内定をされております。

また、2点目の西土手住宅でございますが、新町住宅建設の翌年の昭和30年の建設でありまして、54年が経過をした住宅でございます。今年当初には8戸に入居者がございましたが、1戸の入居者が公営住宅に移転され、1戸の入居者が退去中でございます。現在6戸の住宅に入居者がおられます。5名の方が市有住宅、1名の方が公営住宅を今、希望をされております。全員の方の移転について今、協議をしているところでございます。

この住宅に対する旧住宅の対策については、旧吉田町時代からの懸案の事項でございました。このたび市民の皆様方の協力により方向性を見ることができたことでございます。いずれにいたしましても、できるだけ早く移転を完了していきたいと思っております。移転後は、先ほども話ございました。皆様方の意見を十分協議して、管理等の協力が得られるならば公園等、また歴史等、環境に配慮した整備を行っていき、市民の皆様方に防災の空間、憩いの空間、子どもの遊び場の空間として提供していきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。
教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまの石飛議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、提起いただきました質問の内容が、指定管理による運営として効率的な運営体制を整える必要があるという少年自然の家の課題解決の進捗状況はどこまで進んでおるかということについての通告をいただきましたので、そのことからまずお答えをさせていただきたいと、このように思います。

安芸高田少年自然の家「輝ら里」につきましては、平成20年4月1日にリニューアルオープンし、2カ年が経過しようとしております。この間、何とか収支のバランスがとれ、当初の計画どおり指定管理による運営を目指して安芸高田市地域振興事業団と協議を進めてまいりましたが、残念ながら、指定管理への移行にめどが立っていないのが現状であります。この間の協議の中では、指定管理に向けては2つの課題があると認識しております。

1つは、御承知のとおり、この施設は社会教育施設であり収益性は低く、しかもコスト削減効果を出しにくい施設であるがゆえに突発的な社会的・経済的变化に対応できにくく、発生した損失もカバーしにくい体質を持っております。特に今年度は新型インフルエンザが流行していますが、6月から10月かけて687人のキャンセルがありました。このような予期せぬリスクに対して契約金額が決まっている指定管理では収支バランスを回復させにくいのが現実でございます。このようにリスクに対応する余裕のないことが指定管理へ踏み込んでいただけない理由の1つであります。

2つ目は、宿泊者1人当たりの経費について、昨日もお答えいたしましたけれども、現在の利用者数では1人当たり約1,940円前後の赤字となっております。特に1日に2ないし3人の宿泊客では、宿直指導員や燃料代等を考えますと、こうした利用者がふえればふえるほど逆に赤字が増大するという状況になっております。

以上のような2つの基本的な課題がありまして、指定管理への移行が難しい原因となっております。したがって、当面は現在の一部業務委託の方法で経営を継続し、指定管理への移行の手法を整理していきたいと考えておるところであります。

次に、質問の中にありました、市内よりも市外の利用者が多く、子どもに対して大人の利用者が少ないということの原因でございますが、このことにつきましては、この少年自然の家を当初引き受けるに当たりまして、市内の児童生徒数、そして市外の児童生徒数を考えた場合に、初めから市内の児童生徒数が少ないことはわかっていたことであります。しかし、これを単に市内の子どもたちだけでなしに市外の子どもの健全育成にも利用してもらい、そして安芸高田市に若者がたくさん来ていただけると、そういうにぎわいのあるまちづくりということも想定をいたしましてこの少年自然の家は移譲を受けたわけであります。

もう一つ、この少年自然の家は、行っていただければわかりますが、天井も低く、子どもが中心に宿泊するように名前も少年自然の家という

ようにつけてあるわけでございまして、これをビジネスホテルと同じようにそこで客を招いて宿泊をするということは、合同で宿泊しとった場合に子どもに対してどのような影響があるかということを考えたときに大きな課題があるんじゃないかというように考えております。先ほど市長も言われましたけれども、何とか収支のバランスがとれるということは我々としても努力していかなければならない要因ではあると思いますが、少年自然の家という形でもともとつくられた建物であるし、社会教育施設という形で少しでも安芸高田の児童生徒あるいは幼児等がそこに来ることによって健やかな子どもが育つという施設として教育委員会としては今後とも続けてまいりたい、このように思っております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
再質問の許可をいたします。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員 御答弁ありがとうございます。

まず、この少年自然の家「輝ら里」という所有者ですね、これはもう県から移譲されて安芸高田市の所有になると。その中で教育施設としての管理、理念、これは一步も譲るべきではないと私も思います。ただ、財政運営の面から見ますと、現在の状況、多少なりとも財源を、一般財源の負担を少なくするために施設の有効利用を教育委員会のみならず観光協会もタイアップして、いかに屋根が低くても、ぼろくて近代的なビジネスホテルと見劣りがしても、これは大切な安芸高田市の共有財産です。これをフルに活用するのが行政及び市議の市民に対する責任ではないかと思えます。

私の思いとしましては、現在、地方分権または地方主権と言われる時代に、限られた安芸高田市の財源、今年度、約230億円の予算でもって、義務的経費が約100億円ぐらいかかるかと思えます。106億円ですね、義務的経費が。そして物件費が39億、補助金が26億、繰出金が20億という形で、実際に一般財源の中、約80億というものが財政の中で施策として実際に有効に利用されてる経費かと思えます。昨年度の県、国の支出金より本年度は約20億ふえております。昨年度の緊急経済対策の予算が約9億、本年度が12億といえますと、ことはかなり潤沢な財源が安芸高田市に入ってきたと思えます。この財源というのは、地方分権、地方主権を進めなさいという国の施策です。成長戦略ですね。自分たちの希望を今のうちにしっかり足腰強いようにしておきなさいよと、国からの提案です。これが今の地方分権、生き残り、どこもかしこもやっております。名古屋市の方は自主財源、財政力が強いですから、市民が住みやすく住民税を下げるとかいう方向をやっております。できる限りこの市の共有財産を市長独自の独創的なカラーをもって、デマンド交通やったり市民総ヘルパー構想を打ち上げたり、市独自の展開をされております。この「輝ら里」に対しても、少年という言葉がついとるけ、こっから外

れることができるのんじゃという考えは、市民にとってこれが必要なのか、それとも財源確保のため少年という言葉にとらわれずに、独創的な少年自然の家「輝ら里」です。「輝ら里」の公共施設を有効利用しているかというやっぱり市の考え、方針が大きく動いていくんじゃないかと思うとります。

私の提案といたしましては、具体的に、少年自然の家に大人の宿泊者をふやすためには、このたび甲立古墳ができた、今、試掘段階ですね。そういう古墳に対する興味のある方を、子どもじゃなくて大人の人でも泊まっていたきたいというように思うております。現地視察ばかりでなくて、少年自然の家の宿泊を兼ねて、お泊まり説明会でもええじゃないですか。そういうことをやったり、それと1点気になるのが、安芸高田市のホームページでは宿泊施設という案内のところには少年自然の家は宿泊施設と案内がありますが、できればやっぱり宿泊ができるよと、いかに屋根が低うてビジネスホテルと比べて見劣りがしても宿泊できますよということはやっぱり前面に出していかなと、だれも利用せんけえ宣伝せんのんじゃいうような姿勢じゃあますますだれも泊まりに来やせんと思ひます。こがな汚いとこで悪いけど泊まりに来てやというぐらいにやっぱり利用してもらおうという方向性を打ち出してもらいたいと思ひます。観光客の受け入れというよりは滞在者、安芸高田市に滞在してくれる方をふやすための発信源としての「輝ら里」というものをつくっていただきたいと思ひます。

あとは、安芸高田市振興計画に伴うマップの整備などにしましても、この教育というものには莫大な資料があると思ひんです。古墳のマップ図、山城のマップ図、お寺、神社仏閣、時代的な分布図、たくさんお持ちだと思ひます。これらの分布図を提示することによって興味を持つ方は多分泊まりに来られると思ひます。これが1人、2人とふえていって、これも勉強の一環だと思ひんです。教育の一環だと思ひんです。大人の教育という観点からいけば、ふえていかすように持っていくのが行政のわざじゃないかというようにも考へております。

あとは、少年自然の家、せっかくですから観光大使をつくるとか、観光大使をもじって少年自然の家の館長、できりゃあ、最近、長崎でも福山雅治がコンサートするように、市長も顔が広くて先日は写真家のアラキーさんに写真撮っていただいたとか、いろいろありますよね。芸能界、著名人、いろんところでやっぱり市長がどこかで会ってる方、または毛利元就の御里屋敷という、御里屋敷の跡に建ってる少年の家であります。だったら毛利元就の役をした中村橋之助をちょっとただでやっていやとか、どっかのパイプでお願いして、うまく乗ってくれりゃあもうけじゃないかと思ひます。

あといろいろとあるんですが、余り長くなってもいけないですが、あともう1点。ふるさと応援基金をもじって、寄附金をもじって、少年自然の家の寄附基金をもらひんですよね。応援してもらやええじゃないで

すか。市の財政、潤沢じゃないんじや、どんどん提案して、できりゃあ基金を積み立てて、少年自然の家の基金をつくっていく。最終的には指定管理じゃなくて自主的に財団でぽっとできるという、教育も十分理念を忘れずにやっていくという、何ぼでもやり方があると思います。できればそういったお考えをちょっとひねっていただいて施策を展開していただきたいと思います。

次に、公営住宅の方ですが、移転完了後の話だということで、まだまだ具体的にはお話を詰めていただく段階ではないというようには思いますが、現在、市民感情市行政に多大な出費を望むものじゃなくて、もう公助・自助・共助という精神的なものはかなり浸透しとると思います。ですから、十分に地元住民と協議していただきまして、この2カ所とも大雨のときには水につかったり被害に遭ったりという場所でございます。また、西土手の集会所については築30年ということで50年以上たってる建物ですので、またその辺も考慮していただいて、移転完了後、また試掘、多分へらほりの池の方も試掘されると思いますが、そういうものが完了しました後には地元と十分協議していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○藤井議長 　ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの再質問に対してお答えをしたいと思います。

少年自然の家の取り扱いでございますけど、先般、児玉市長のときにはそういう教育施設ということの大きな柱のもとでこういう施策の展開があったと思います。これもやっぱし間違いではなく、そういう展開をされた。現在、市長もかわりましたんで、私の方とすればこういう、先ほど教育長ございましたけど、教育施設も踏まえながら、あとはそういうような大人の方にも満足してもらえる施策の展開をしていきたい。今回、今、1人当たり、福山あたりとか尾道から来られて生徒来るたびに市費を2,000円ばかり出しよるんだと、人件費から3,000円の分を負担しとるいうたら、これ今度、公表しますからね。市民は許してくれんですね、これ。何やってるんだということも考えられる。こういうええ機会ですから、施策の転換ということで、今、石飛議員さんがおっしゃったことをしっかり踏まえながら施策の展開も図っていききたいと思います。

非常にサンフレッチェとか湧永とかいろんなコーチのきた方々が条件をとってもらえれば泊まるというような、あるんですね、土壤も。こういうことをうまく使いながらしていきたい。ただ、三角棟の扱いもあるんで、子どもと大人とうまく融合する提案とか知恵を出し合っしていかないけんと思います。いずれにしても、安芸高田市の有効な財産であるんで、このままほっといいという判断はしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。具体的な使用方法につきましては、またいろいろ皆さん方も迎え提示する機会もあると思いますので、また御提言を賜りたいと思っております。

それから、新町住宅の跡地の問題ですけど、非常にこれ進捗して、今、私が住宅を用地が済んだらと申しましたけど、ことし、来年からの話なんですよ。もう早急な話です。ただ、むやみやたらに公園というのはいいんですけど、今の情勢の中、やっぱり地元の皆さんの協力ですね、管理面とか、あといろんな使用についての協力を得ればほしいと、市がつくったんだからブランコでけがしたらあなたの責任だとか、こういうのじゃなしに、お互いに立場をわかった上でしていきたいと。御承知のように旧吉田町は公園的なものが余らないと、山の郡山公園とかはございます。こういうのも大事であるんだけど、なかなか子どもの遊び場もないと。これも立派な若者定住に向かつての施策の一環だと思っております。

今回、雇用促進住宅、労働省からの住宅を受けたので、これを契機としてこういう施策の展開が打てました。非常に移転先についてもいろいろ配慮しとったわけですけど、既存の住宅、または促進住宅へ円滑に円満に移転していただくことによってこういう施策の展開が打てると思います。これは市民の懸案事項でありますので、市民の憩いの場、防災の空間、子どもの遊び場の空間としてできれば整備していきたいと、かように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。貴重な御提言ありがとうございます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員 少年自然の家「輝ら里」ですが、これは本当に私としては、市長の答弁にもありましたように、大切な公共施設であると。今現在、3,000万の事業費だからという軽い気持ちじゃなくて、本当に独創的に展開して、ここには少年自然の家という独特な公共施設が全国にも有名な社会教育であり、うまく運営されてると、画一的な教育施設ではなく独創的な施設になることを望みたいと思います。私以上にもっと発想の多い人はたくさんいると思います。生かし方、つくり上げ方、何ぼでも商工観光課のみならず産業課、いろんな各課と連携されて生かし方というものを十分に論議し、市民にこたえるようによろしくお願ひしたいと思います。

市営住宅の跡地ですが、現在、市民の要望としましては、先ほど言いましたように、そんな大きな公園を望んでいらっしゃるとは思いません。ただ、本当に地域の連帯感が薄れてる中、ちょこっと皆さんが寄り集まる場所、憩いの場、そのことによって交流ができ、万が一の災害時には協力一致できるという交流をしておきたいというお気持ちだと思います。また、各地の向原の集会所でもありますように、屋根を地域の方々が修理されたり、自助・公助・共助という精神もこちらの住民の方も十分あると思います。ただ、新町地区は道が鋭角に曲がってるところがあります。ですから、それはまた都市計画という観点においても十分に協議いただきまして、全体的な町の構想をかんがみいただいて、地元と十分

に協議していただきたい。西土手地区も多治比川という川があります。そちらの方も都市計画、防災、あらゆる面で十分に住民の安心・安全な町になるように十分に御検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○藤井議長 ただいまの再々質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。議員のおっしゃることを参考にしながらこれからの行政、市民の納得いく行政を推進していきたいと、かように思います。どうもありがとうございました。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わり、石飛慶久君の質問を終わります。続いて質問の通告がありますので、発言を許します。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 おはようございます。6番 会派絆の水戸眞悟でございます。さきの通告に基づきまして一般質問を行います。

なお、先日来の同僚議員からの質問内容と重複いたすところもございますが、そのことも承知の上で質問いたしますので、よろしく願いをいたします。また、できるだけ市民目線の観点からお伺いをいたしますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

そこで、本市の平成22年度予算編成のプロセスについてお伺いをするものでございます。

「コンクリートから人へ」というスローガンのもとで民主連立政権が発足いたしておりますが、政権交代の後、国におきましては、日夜報じられておりますように、むだな予算を徹底して洗い直すという事業仕分け作業が行われてまいりました。また、先般の報道では、我が広島県におきましても知事の交代とともに事業仕分けに取り組むとのことでございます。平成22年度予算の編成時期を迎えるに当たりまして、農水省の補正予算見直しなどを含め、一つには国県の事業仕分け作業が本市の来年度予算編成に対して総じてどのような影響があるとお考えでありましようか、市長の所信をまず伺うものでございます。

次には、本市では行政評価システムとともにるる行財政改革が進められておるところでございますけれども、さきの観点を受けて、市民並びに民間シンクタンクなどの協力を得て本市の事業の予算が上がり出すというか、そういう事業仕分け作業を導入して来年度予算編成あるいはその後の年度の予算編成に向けて歳出抑制策を講じることがまさに必要な時期と考えておりますが、市長の所信を伺うものでございます。

なお、次には、先般来、同僚議員の質問に対しても身の丈に合った予算規模等々といった質問に答弁がありましたので深くは問いませんが、市長の所信として、本市における適正な予算規模がどの程度のものであるかということ念頭に置かれて行政執行に当たっておられるかということについて伺うものであります。

次に、A型インフルエンザについてお伺いをいたします。

全国では、この6月、7月以降の累計が900万人を上回る患者数で猛威を振るっておりますA型インフルエンザについて伺うものでありますが、本市におきましても随時その状況と感染予防対策など市民周知が徹底をされておることは承知をいたしておるところでございます。実は先般、11月の全員協議会のときに、以来約1カ月を経過いたしますが、そのときには一応のピークを過ぎたのではないかとといったような少し安心感のあるような報告もございましたけれども、その後も感染は衰えずに続いておるところでございます。時折しも季節型インフルエンザの時期と重なることも踏まえて、1番には、11月末までの患者数の累計あるいは重症患者があるのかどうか、また予防接種の状況はいかになっておりますか、その課題と今後どのように季節型インフルエンザの時期と重なることも踏まえて対応を考えておられるでしょうか。こういうことをお伺いしてみたいと思います。

もう一つには、小・中学校における授業時間数の確保対策ということでも先般の全員協議会ではお話はいただいております。しかしながら、その後も各小学校において学級閉鎖あるいは学年閉鎖が続いておる情報が出されております。何度も申し上げますようですが、季節型インフルエンザの時期と重なるということについても、小学校では約、年間780時間から900時間、中学校においては980時間ぐらいの授業時間数を消化することになっておりますが、これからの長期休業中といいたしても、いわば冬休み、それから寒い時期に入るといったようなことから、その時間数の確保対策が本当にできるのかどうか、各学校現場において校長先生の判断のもとに行われるでしょうけれども、実際にその辺は保護者を含めた心配の種ではないかというふうに思っておりますので、この辺をお伺いいたしますとともに、これは通告には出しておりませんが、急な学級閉鎖あるいは学年閉鎖によって給食調理場等々による食材の余りとか、そういったような状況があるのかどうか、そこらも踏まえてよろしくお願いをいたしたいと思っております。

後は自席で行います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の質問にお答えをいたします。

最初に、平成22年度予算編成についての御質問でございます。

まず、国、県の事業仕分けが本市の来年度予算編成にどのような影響を及ぼすのかというお尋ねでございます。御承知のとおり、今回、国においては、予算要求のむだを洗い出すとして行政刷新会議による事業仕分けが行われ、広く国民から注目を集めたところでございます。また、広島県においても新知事の指示により国と同様に事業仕分けの手法を導入し、新年度予算編成から実施されると聞き及んでいるところでございます。国の事業仕分けにおいては、必要性が乏しい事業の廃止や予算の削減、また基金の国庫返納など、総額で約1兆8,000億円程度の効果があったと

報じられているとでございます。その中には、確かにむだの排除として仕分けが妥当なものが数多くあると思います。しかし一方では、本市のように地方の中山間地域に位置し、一般財源の約半分を地方交付税に依存しているような自治体にとっては、現時点で廃止、削減、あるいは大幅な見直しがなされると今後の行政運営に支障を及ぼすことが懸念される事業も含まれております。とりわけ地方の命綱とも言われる地方交付税につきましても抜本の見直しを行おうとされておりますし、農道整備事業を含む農山村振興関連事業の廃止、縮減、医師確保対策、生活交通対策、上下水道事業等々の削減、見直しなど、地方の実態や実情を十分理解した上で十分議論を重ね判断すべき事業であると思いますので、今後の予算編成の推移を十分注視していく必要があると考えております。また、県の動向についても同様と考えております。

次に、本市における事業仕分けの導入についてのお尋ねでございます。御承知のとおり、本市の第2次行財政改革を今年8月に改正をし、制定をしたとでございます。現在この大綱の視点に沿った実施計画を作成し、平成22年度から具体的な取り組みを行おうとしております。また、推進体制の強化を図ることと、この実施計画をより強力かつ着実に推進するため、行政改革推進本部内に行政改革推進プロジェクトチームを組織することといたしました。このプロジェクトチームは全庁的な改革を一元的に推進するため、具体的には民間委託推進ガイドラインの策定、事務事業の総点検、いわゆる事業仕分けの推進、公共サービス改革法に基づく市場化テストの調査研究、補助金の整理、合理化などを所掌されることとしております。今後、お尋ねの事業仕分けにつきましても、このプロジェクトチームを中心に、その手法等々を十分に調査研究した上で平成23年度以降の予算編成に際して、その導入の是非について判断してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、適正予算規模についてのお尋ねでございます。地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろうと見込まれる一般財源の数量、規模のことを財政用語で標準財政規模と申しておりますが、本市の標準財政規模は、合併移行、おおむね120億円から130億円台で推移をしてきております。通常この標準財政規模に見合う予算規模であれば非常に手がたく安定した予算と言え、一方、これを超える予算規模になると不足する歳入一般財源については地方債等の借入金で補てんする構造の予算編成となるため、こうした状況が長期間続けば、言うまでもなく必然的に財政は硬直してまいります。本市の合併以降の予算規模を見てみますと、年々縮小はしてきているものの、標準財政規模をはるかに上回る予算規模となっております。これについては、合併時の新市建設計画等の実現のため、総合計画の実施計画に沿って普通建設事業等、一時的に多額の費用を要する事業の財源を合併特例債等の地方債で補てんする形で予算編成をしているため予算規模が肥大化しているのが実情でございます。御承知のとおり、平成26年度からは普通交付税の合併加算処置が段

階的に廃止され、5年後の平成31年度では現在と比較し約23億円も減少いたします。したがって、その分、標準財政規模も縮小するわけでありますので、今から将来を見据え、標準財政規模に見合う予算を目指し、その規模を縮小していくことが必要であると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、新型インフルエンザの御質問でございます。

5月初めに国内初の発症者が報告されて以来、本市におきましても10月6日以降、11月6日をピークに今日まで、保育園、小学校、中学校を中心に発症しております。11月までの発症者数の累計は、県におきましては4万4,986人となっております。本市におきましては、保育園、幼稚園、小学校、中学校での発症者数の累計が595人となっております。成人につきましては市への報告はございませんが、安芸高田市内の定点医療機関、吉田病院から県への報告状況を見ますと、9月28日以降1週間当たり平均23人の患者数が報告されております。発症者数の多くは自宅療養で回復をされておりますが、本市の方で重症化されたという事例は1件、県へ報告をされております。この事例は基礎疾患をお持ちの成人の方でございます。県内では死亡事例が1例、入院患者数が122人という報告がされております。

予防接種につきましては、県が示します接種スケジュールにより11月16日から優先順位の高い妊婦、基礎疾患をお持ちの方々の接種が始まったところでございます。接種に際しましては、他の市町に先駆けて優先接種対象者の妊婦、基礎疾患をお持ちの方、1歳から高校生までの方につきまして接種料金の1回分3,600円を市が助成をしております。また、12月7日からは1歳から小学校3年生までの方の接種が始まっております。この対象者につきましては、教育委員会、子育て支援課と連携をいたし、学校や保育園から保護者の方々へ情報提供をしたところでございます。現況といたしまして、受託医療機関へのワクチンが100%配分されないため、接種につきましてはかかりつけ医等への相談が必要となってきております。今後におきましても、国、県の通知等の情報を市民の方々に随時提供していくとともに、感染予防につきましても今まで同様、広報紙、有線、無線、ホームページ等での注意喚起を強化して継続し、市民の相談窓口として対応してまいりたいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと思います。

なお、インフルエンザによる臨時休業のための授業時間の確保につきましては教育長の方から説明をさせます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 インフルエンザによる臨時休業のための授業時数確保についてお答えをいたします。

世界的に広がっております新型インフルエンザの流行は、当市においても例外ではなく、市内各園、学校におきましても10月よりインフルエ

ンザの発症児童生徒の報告が上がるようになってまいりました。こうした状況を受け、教育委員会では、他の園児、児童生徒への感染拡大を防ぐために、学校保健安全法第20条を受けまして、臨時休業、いわゆる学級閉鎖を実施してきたところでございます。12月10日現在で12の小・中学校が臨時休業を実施し、延べ53学級となっており、こうした学校へ授業時数の調査を行いましたところ、臨時休業のために平均17.6時間ほど授業ができていないという結果となっております。また、その中には最高で32時間授業ができなかったという学級がございました。しかしながら、各学校では年度当初より、季節性のインフルエンザの流行に加え、台風、大雨等の非常変災等に備えまして、学習指導要領に定められております標準授業時数に対して余裕を持って計画され、実施してきております。調査によりますと、各学校では当初より非常事態に備え学校行事も精選、縮小または長期休業日への移動をしていますし、始業式、終業式の日、また定期試験日等で授業を実施しております。また、さらにこのたびの臨時休業の影響を解消するために6校20学級が保護者の理解を図りつつ冬期休業期間を短縮し、1日ないし2日を授業日として開校予定にしている学校もございます。このように、各学校とも年度末までの授業実施見込みのシュミュレーションを行いまして、今後、再度インフルエンザ等の非常事態が起きることも想定しながら授業時数の確保を行っております。いずれにいたしましても、インフルエンザの猛威はいまだに衰えを見せない状況ですので、教育委員会といたしましては、感染拡大回避のため保健医療機関、危機管理室等の関係機関と連携を図りながら、各学校長を通しまして園児、児童生徒、教職員へのうがい、手洗いの励行、また日々の綿密な健康観察等の実施、さらには保護者への協力について呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、臨時休業した場合の給食の問題でございます。この問題につきましては新聞にも他の市の取り組みが出ておりましたが、実は最初は報告が出来るということがございまして、学級閉鎖を指示する時間がおくれる等がございまして、一部の学校で給食の食材を購入することをストップをかけることができない、パンにつきましては学校の先生が人数が少なかったということもありまして購入して帰ったということもございしますが、そのようなことを反省いたしまして、とにかく早くぐあいが悪かったら病院に行って診てもらって、そして教育委員会としては、食材の注文のタイムリミットであります午後3時にはすべて学級閉鎖にするかどうかを学校の方へ指示するようにいたしました。最初の段階で気がつかなかったということについては我々も反省しておるところであります。以後は一切そういうことはございませんでした。以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

質問の途中でございますが、この際、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時05分 休憩

午前 11時15分 再開



○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
再質問の許可をいたします。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 先ほど質問いたしましたところでございますけれども、市長、教育長にあらましましては、総じて詳細の御答弁をいただきましたので、大筋では大体の理解をいたしたところでございます。その中で若干再度お伺いをしてみたいことがあるわけでございますが、市長におかれましては、この事業仕分けを含めて地方の行財政運営が非常に危機感を増してくるということについてはよくよく認識をされておるようでございますので、その部分についても何らかの対応を市長の所信としては持っておられるということは十分わかった上でお伺いをするところでございます。

先般、ふるい分けられた事業は447事業で1兆6,000億円とかいうふう  
に報道はされておまして、今後、地方交付税等の依存財源に大きく依  
存せざるを得ない我々、この地方自治体におきましては、国、県の動向  
はまさに生命線であろうというふうには考えられるところでございます。  
中でも既に農政においても、あるいは他の分野でも、非常に危惧される  
事業仕分けの結果が報道されておることも皆さんよく御存じのとおりだ  
と思うところでございます。

それで、実は先般来、少し気になるデータもあるんですけれども、実  
質公債比率が19.3%ということになっておまして、18%を上回ってお  
ることが起債許可団体であるということに既になっております。つまり  
これは信号機でいう黄色の点滅が付き出したというふうには私どもとすれ  
ばとらまえておるわけございまして、当然市長におかれましてもその  
ことは十分認識をされておることと思います。つまりこういう時期にあ  
って市町村の財政比較分析表から見ますと何点か気になる部分がご  
ざいまして、ひとつ、御承知のこととは思いますが、改めて見てみたい  
と思います。これは19年度の資料ですのであれですけれども、20年度も  
余り変わらないのではないかというふうには思いますが、財政力指数は  
0.36ということで、類似団体88団体のうちの58番目、また財政構造の弾  
力性ということでは、先ほどの92.5%ということで、いわゆる88団体  
のうちの59番目に悪い方というようなことになっております。また、一  
番わかりやすい数値でいきますと、人口1人当たりの地方債の現在高は全  
国の平均値の約2倍、つまり105万5,353円といったような数値が出て  
おるわけですし、これは市民の皆さん方も既にこの情報はとることが  
できるようになっております。したがって、こういった部分を市民の視点、  
観点からいわば単純に見た場合に、これはうちの町は随分と苦勞しよ  
るのということは明らかに見えるわけございまして、いわば人口1,000  
人当たりの職員数が13.06人ということがわかりますけれども、それは

全国市町村平均の7.2人のほぼ倍、職員数があるわけですね。こういった情報、私が特別これを調べてというわけじゃございませんで、これは総務省の方のデータからすぐ出てくるわけです。したがって、少し市の行政に、あるいは財政に興味のある方というのは、市民の皆さんの中にもどんと興味のあるデータを取得することができる、蓄積することもできる、経年変化も見ることもできるといったようなことに事実なってきた状況だと思うんですね。

確かに、今の数値あたりからいきますと、全国の類似団体が88団体ある中でかなり低位にあるということは概して言えるのではないかとこのように思うところでございます。したがって、黄色の点滅が黄色になって赤になってはいかんということは十分に認識をされるわけですが、このことで、実は先ほど申し上げましたのは、早期に実施計画の見直しをすべきじゃないか。市長の答弁ではそれはやりますよと、23年以降に向けては事業仕分けの必要性も含めて今後考えていくべきだろうという前向きなお言葉でございました。

実はこれ、先般来の一般質問でも、同僚議員からの質問に対して市長さんは、それは必要であれば基本構想も早期に見直す必要もあるだろうと、あるいは実施計画も事によってはすぐ見直しにやいけん、財政状況云々のいろんな状況に対しては、いうふうに何度もこの一般質問の場でもお答えになっております。そういったしますと、実際、今、基本構想はこのものが現在、今生きておる基本構想でございます。これに基づいて現在、平成19年度から23年度まではこれでいくんですよという実施計画も示されておるわけでございます。

実はこの文言で非常に興味のあることなんですけども、19年度から23年度までの5カ年間として毎年ローリングを行い計画の見直しを行いますというのがあります。それから、毎年ローリングを行うものであり、将来にわたって担保されるものではありませんということになっております。当然それはそうだと思います。年々の状況というのはそれぞれの年度で変わってきますが、このローリングという言い方が実際に皆さんの目には見えてこなくて、新年度予算書になったときに見直したからこういう予算になりましたという形で出てきてはいはしないかということ危惧しておるところでございます。実は何が言いたいかといいますと、この実施計画書の中には、新たな市長が自分のマニフェストで掲げられた結婚サポートであったり、あるいは公共交通システムの中のデマンド型のお太助ワゴンであったりという書き方はこれの中にはないんですね、この中には。関係はしておりますが、市長さんがわしはこれをやるよと言われたものは早急にこの中に盛り込む必要があるんじゃないか、その方がかえって市民にわかりやすいのではないかとこのように常日ごろから思っておるところでございます。そうすると、これざっと数えて121事業ぐらいあるんですが、スクラップ・アンド・ビルドして、これはもう、一例を挙げますと、生活交通確保対策事業というのがあるんで

す。再編整備を含めた備北交通等に対するバス運行負担事業並びにバス路線から離れた地域に対する乗り合いタクシー事業と、こうあるんですが、こういうところはもう既に市長さんのポリシーで市長さんのマニフェストでやられるわけですから、すぐに見直しをして、皆さんに明らかにこういう事業を今進めています、浜田市長の意思が盛り込まれた行政推進がなされていますというふうにやっていくのが一番ベターではないかというふうに思いますから、その観点から、ぜひとも事業見直しをして、名前の変ったものは落として、今やっておるものはこれとこれです、ここに力が入るとるんですというものが皆さんにわかるように今後ぜひ取り組んでいただきたいということで1点まず市長にお伺いを再度させていただきたいと思うところでございます。

それから、インフルエンザにつきましてもそれぞれ御回答いただきましたので特にといったことはございませんが、これも先般の全員協議会あたりでは、ワクチンが不足しておる、あるいは10ccで大人20人が打てるんですけども、一度あけたら24時間で廃棄せないけん、もったいないじゃないかといったような議論も含めて呉市、広島市あたりでは既に一堂に会して集団接種をしようというような話も出ておったわけですが、そのことについての同僚議員の質疑に対して今後検討しましょうよといったようなこともあったんですけども、実際にその辺をどのように医師会等との連絡をとって一番効率のよい方法でやっていこうとされておるのかどうか、その辺を、担当の方からでもいいですから、お聞かせをいただいて、このことがやはり安芸高田市民の安心・安全なまちづくりのもととなって、やはり住みよいまちづくりの元気の源にもなってくるといったようなことになりますから、できるだけ市民目線で物事の対応に当たっていただきたいというふうに思っております。

以上2点について再度質問いたします。

○藤井議長 　　ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

市長 　　浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの水戸議員の再質問に対してお答えをしたいと思います。

全く非常に公債比率、今19.3、実は今回、先般も説明しましたように、繰り上げ償還等、18%には来年度以降回復するという見込みはあるんですけど、非常にいい状態ではないと、イエローカードが出てる状態でございます。御承知のように、市町合併するときいろいろ公共事業を促進して実施しております。こういうツケがやっぱし今来ておるといことなんで、これはみんなの抱えた市民の負債でございます。そうかといって、この負債をじゃあ飛んでいけというわけにいかないんで、これを皆、支えていかないけんということでございます。

標準財政規模というのがあるわけでございますけど、大体150億とか、そういう規模になってくるかと思っておりますけど、現在、きのうも説明しましたけど、大竹市とか竹原市に比べて大体50億から70億ちょっと、場合によっては100億ぐらい多い予算の執行してます。これはやっぱり合併

したために特例債とかそういうものを有効に活用しているんだということで、これは仕事をしているんだという解釈もしてもらいたいと思います。この財政が破綻になっちゃいけないけど、将来返してもらうちゃんと仕組みの中で動いてるということであれば立派な行政なんで御理解をってもらいたいと思っております。

行政と我々執行部とすれば、このことを踏まえまして、第2次行財政改革をしました。第1次とどういうふうに違うんかということですよ。第1次も合併のときに真剣につくられたわけですけど、違うことは、民間委託をさらに進めようということを入れております。さっき適正な人員配置とございましたけど、本来なら公務員として水道課の事業を全部委託に出したらどうかとか、建設業の事業を出したらどうかという観点から物を見てなかったです。だけど、今回はもうそういうような状況じゃないと、こういうことをしっかりと委託になじむものはないだろうかという抜本的な改革を今、盛り込んでおります。ただ、このことによって市民へのサービスの低下を起こさないようにするというのが我々の手腕でございまして、決してこの事業が大事とかいうんでなしに、委託になじむものはちゃんとしていかないけん。また、市民の皆さん方の秘密を守るようなものについてはちゃんと自分で持っとかないけんというふうに仕分けが非常に今までの概念とは物差しが違ったような状況に踏み込んでおります。もちろん第三セクター等につきましても非常に厳しい物差しでとらえて、そういう改革を推進しようとしております。こういうことによってさらに人員の削減計画、今からさらに100人ということの削減目標にしていますけど、これが完全に実施できるように、したとしてもサービスの低下が起こらん仕組みをつくっていききたいというのが今回の趣旨でございまして。

それから、今、国の方、我々を含め国に行ったら新しい政府が非常にいいことをおっしゃいます。皆、あなた方に任せますよと。非常にいいですね。もう補助金はなくしましょうと。だけど、我々懸念するのは、補助金もろて道路とかいろいろ農政の方はやっていますけど、足した金が今よりふえるんじゃないかと。政府がお金がない状況の中でこういうことを言うちゃっとるんですね。ちょっとそれじゃあ100%ええことですよと言われんような状況なんですけど、今の政府さんは将来的には全部補助金をなくして市町に任せようじゃないかということなんです。そのときに財政を伴うた交付税の体系をとってもらいたいというぐあいには思っております。こういうような動きもございまして。

ただ、財政、国とかいうのは、いわゆる政府というのは非常に施策の見解があるんですけど、これを十分に活用しながら、先般申し上げましたように、我が安芸高田市の効率的な行政の執行についてしっかり今考えているのが現況です。それをきのう申しました市民の方々に少しでも協力してもらおうじゃないかと、福祉についても少しは市民の方の協力の上にまたいこうじゃないかと、そのためには私を含めた職員もしっか

り襟を正して市民の協力が得やすい体制にしようじゃないかということです。私は自主介護、自主防災、私の言葉では自主福祉とか言ってますけど、この前提があればかなりの行政執行について効率が増してくると、こういうことを総合的に考えながら今後の財政状況に対していけば他町に引けをとることなく安芸高田市は健全財政のまちづくりができるんじゃないかと、かように思っております。

それから、議員おっしゃるように、我々全部考えて、この財政の中身もまた考えていかないけんと思っております。そうかといって皆さん方の課題、行政課題をやめるようなことは余り、できるだけ市民のニーズにこたえて事業実施をしていきたいと思っております。

それから、市長がかわったんだから当然長期計画等見直しということがございますけど、当然それはあると思います。ただ、今、運用できるんなら5カ年の節目に変えようかと思ってるんですけど、動けんようになるかどうか、大まか、長期計画というのは具体的に必要じゃないんで、こういう方向でいくということが書いてあるわけがございますので、方向性が読めるんだったら今そのままですけど、おっしゃるように施策の展開においてちょっとこれはおかしいでということがあればちゃんと変えていきたいと思っております。

ワクチンのことにつきましては、担当部長の方から説明させます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 インフルエンザの集団接種についてでございますが、前にも申し上げましたように、予防接種法によりますと、インフルエンザは本人が希望する場合に医療機関での個別接種を原則としております。ただし、先ほどありましたように、広島市のような一部都市では、医療機関の混乱を避けるため、医師会等々が調整し、市の保健センター等で実施される模様でございます。しかし、新聞によりますと、申し込みにより各区に割り当てられた定員に対し市が締め切られるようなことも聞いております。また、本日の新聞でしたか、呉市でも先着200名を限定として、定員に達し次第、終了するような情報が入っております。ということで、市といたしましても、集団接種は混乱を避け、合理的ではあると理解はしておりますが、ワクチンの供給が追いつかず、確保できる数量が不足しているのが現状であります。本市の医師会に聞きますと、医師会といたしましても、現時点では集団接種は難しいとの報告を受けております。ただし、今後変更等、医師会等から集団接種について協議等がありましたら検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 6番でございます。

おおむね煮詰まってきたようでございますが、最後に、これ長い答弁

は必要ないと思いますけれども、市長さんにお伺いをいたします。先ほど来、鋭意健全化計画に取り組むということでございますので、その点についてはぜひ御努力をお願いしたいと思いますが、1点、どうしてもその段階で市民目線を入れていただきたいということを常日ごろから思っております。今回も仕分け作業、国、県につきましてはそれぞれシンクタンクが入っておりますし、そういったことでできるだけオープンに、先般の市長の他の議員の、同僚議員への回答の中にも、結果の開示よりも過程のプロセスを開示することがなお大事だというふうにおっしゃっておりますので、ぜひともその過程がどういうことになってこうなるのかというところができる限りの開示をされた方が、今後痛みを伴いながら、行政と市民が同じ痛みを共有して理解してもらって、先ほど市長、その結果の後におっしゃられるように自主防災であったり自主介護であったりということになってくるんだらうと思うんですね。ですから、自主介護、自主防災というのを言葉では言っても、その前段のところでは、問題点を共有して、じゃあ私も痛み分けしましょうと、痛むところは我々も痛みましょうという市民の理解を得ることによって自主防災、自主介護というのはその延長線上にあるんだらうというふうに理解しておりますので、ぜひそのところをお願いしたいということでございます。

実はここに市長さんの政治目標というのがございまして、いつも読ませていただいて感激をいたしておりますし、また非常に評価もさせていただいております。再度改めて読ませていただきますと、早期に短期に成果が出せるものという欄にございますが、早い時期に合併効果を出せるような財源の確保、人件費、経費の見直しを含めた行財政改革を推進する。これは今、進めておられるとおりでと思います。事業及び各種補助金の徹底した見直しをする。これもそのようでございます。その説明書きのところでございますが、事業の見直しですが、合併特例債で安く公共施設が建設できるからといっても市の費用負担がある以上、多くの事業を実施することには慎重にならなくてはなりません。借金は後の子どもたちに負担を繰り延べることになるため、本当に必要なものみに厳選すべきなのですということでございます。したがって、これで質問を終わらせていただきますが、最後に一言コメントをいただければと思います。

○藤井議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。目線に立った執行ということでございます。現在、非常に振興会とか行政懇談会とか各種団体とかいろいろあって、それなりの制度もございます。どのようにして市民の方々の意見を聞いていくかということは今、きょうの、今般の議会を通して、皆さん非常に共通の課題でございますので、こういうことをちょっと洗い直して振興会のあるべき姿、また行政懇談会、御意見箱とか、こういう工夫をしておりますけど、これらの一番いい手法、あるべき姿を検討して

みたいと、その結果によっていい手法があればそういう手法をしていきたいと。

それから、非常に仕分けとかこういうことがございますけど、非常に長期計画にしても、皆さんとこういう議会ということもあるんですね。皆さんと非常に協議して決めたものを、それじゃあ第三者に、ぽんとひっくり返したというのもまた非常に問題があると思いますので、大きな幅広い面からそういう課題についてはやっぱしこれからも研究をしながら、できるだけ市民の方が納得いく形の手法の選択をやってまいりたいと思っております。

それから、さっきから市長、マニフェストのことを言われてましたけど、それは当然そうでございます、ただ地域によっては積み残した課題とかございます。これが何とか今の財政の中で泳げるように、将来の負担がかからないようにということでございます。そのためには現行制度をしっかりと活用しながら皆さんの納得していく形の事業の実施に努めてまいりたいと、かように思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わり、水戸眞悟君の質問を終わります。  
続いて質問の通告がありますので、発言を許します。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 私は通告どおり2点、安芸高田市経営理念と新知事との対応について、2点質問させていただきます。

今、水戸議員の方から市長の経営理念が出たような気もする部分もあるんですが、改めて企業理念、まさしく市民に共有する理念こそが痛みを伴うものだと私は確信して質問します。

私は、成長する企業とはトップの考えを社員が理解し、実践して成果を上げる集団を有すると思います。景気の変動にかかわらず着実に成長し高収入を上げていく会社の共通点は、経営理念、ビジョン、経営計画が明確で、それに基づいて社員のやるべきことがその年度によって経営方針に落とし込まれ社員の日々の行動が徹底していることではないでしょうか。本来、会社ということですが、今、職場、我が市も集まった人々、年齢、性別、考え方も能力もすべてばらばらでございます。このばらばらの集団を一個のものにするのが経営理念が土台になるのではなかろうかと思っております。

地方自治体としても安芸高田市の姿形をイメージを出し、一つの旗のもとで、経営理念の旗のもとで考えていくものが私は経営理念だと思います。イコールまちづくり条例かもわかりませんが、私は経営理念だと思っております。

我が市は行財政改革等々も今までの質問の中にも出てます。市長も出られたとき、一昨年出られたときも施政方針、本年度も基本方針、施政方針も出されてやっておられます。私はその理念によって安芸高田市の文化価値、自然の価値等、その考えを表現し、いろいろな価値観の論議

を行う最終的な論議を導く必要があるのがその経営理念であると思うんです。今、前の議員も言いましたが、その経営理念こそがイコールまちづくり条例ではないかと思うんです。

今、厳しい財政のときです。今まで同僚が質問した中でも市長の経営理念らしいことはいっぱい出てます。その中であえて経営理念はどういうものかいうのを、今厳しいときからお聞きしたいと思います。それがまず1点目でございます。

2点目としまして、新知事の対応いったら失礼ですけど、対応いうことです。9月の衆議院の総選挙で政権交代もあり、また知事もかわられ、前知事とはやっぱり政治手法も違い、いろいろ考え方も違うと思います。多分、これはわかりませんが、市長は知事とは会っておられると思いますので、その知事と会って何か、そういう時間はなかったかもしれませんが、新しい知事との対応、また我が市との新しい知事との考え方はどう思っているのか、それを2点お聞きします。

答弁によっては、また自席でさせていただきます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の御質問にお答えをしたいと思います。

最初に、安芸高田市の経営理念についての御質問でございます。御承知のとおり、安芸高田市の市政の運営は市総合計画に基づいて実施しております。この計画の中で安芸高田市の将来像を人輝く・安芸高田とし、住民の行政が奏でる協働のまちづくりを実現するため、諸施策や具体的な事業計画など規定をしております。この計画に掲げた施策体系によりあらゆる事業を実施しているわけですが、厳しい財政状況の中、財政健全化計画との整合を図りながら実施をせざるを得ない状況でございます。葬祭場や給食センターなど合併以来、懸案の主要事業を実施をしていくとともに、財政状況をかんがみながら、私が市民の皆さんと約束した政策マニフェストの施策の展開を図っているところでございます。今後とも人輝く・安芸高田の実現に向け着実に事業を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

次に、新知事への対応についての御質問でございます。湯崎新知事は11月29日に就任され、その就任あいさつの中で、広島県には競争力ある産業と蓄積された技術、すぐれた人材、世界的にも恵まれた自然環境、世界遺産など、多くの力と宝があります。広島県が過疎化、高齢化、人口減少に直面する中で新たな発展を遂げて活力ある将来を築くためには、この力と宝を最大限に活用し、広島県の持つ底力を最大限に引き出し、人づくり、経済、暮らしなどあらゆる分野で新たな活力を生み出すためのさまざまな挑戦を行い、広島県に生まれ育ち住み働いてよかったと心から思える広島県づくりを目指してまいりますとあります。具体的には、12月の広島県議会での所信表明及び平成22年度当初予算の施政方針において明らかにされるものと思っております。その内容に注目してござい

すが、これに先駆け、本市といたしましては、過疎化、高齢化、人口減少に直面し、高齢者をサポートしている仕組みづくりに取り組んでいる現状を知事さんにいち早く視察をしていただき、今後の政策に反映していただきたいと考えております。

いろいろな課題がございますけど、農政問題とかありますけど、先般、知事にお会いしたときには口頭で2つのことをお願いしております。1つは、平成の大合併を推進した広島県として、新市建設計画に基づき県が定める合併支援策を早急に実施してくださいということをお願いいたしました。2つ目は、電子自治体の推進により通信システムを多くの自治体が単独で設置をしております。今後、設備の更新時期等を迎えることから財政圧迫が懸念されますので、県にリーダーシップをとっていただき、各自治体の共同運用等による効率化を構築してくださいということの要望をいたしました。新知事には中山間地域の実情を御理解賜り、県の施策に反映されるよう今後とも柔軟に対応していきたいと、かように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
再質問の許可をいたします。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 理念と知事の対応というか、再質問いうてもあれですが、言いましたように、経営理念イコールまちづくり条例的なものだと私は考えるわけですよ。この質問内容がまちづくりとか云々とかいうのは書いてないんですが、まちづくり条例等々は考えていらっしゃるのか、その1点、考えていないならいない、いるならいる、将来その方向がある、その1点と、この前、新しい知事に会われたと言われております。知事は、私が間接に聞いたところ、瀬戸内海の方を大事にするとかなんとか言っておられるから冗談じゃないと、山間も大事にきなさいと思っとるんですが、そこらを持っていてもらいたい。新たな新知事の印象、ああ、立派な人だったと言われるかもわからん。その印象、その2点お聞きします。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 まちづくり条例を設置するかどうかということでございますけど、昨今の財政状況から、現行の基本計画によってはなかなかできない分野があればこの条例をつくってまいりたいと思いますけど、ちょっと課題にさせてもらいたいと思います。いい時期かもわかりません。経済状況が随分変わってますし、政府とか知事さんもかわられましたということで、こういう観点から今の現在の町の方向を、今まで築いてこられた町の方向を一回検証してみるということはしてみたいと思っております。

それから、知事さんの印象ですけど、非常にまじめな方でした。私がさっき現場を見てくださーいと言ったのはやっぱりそのことで、何か都市に生まれた方なんでこの田舎知っとなんてないんじゃないと思うたです。先般、サッカーのサンフレッチェのときにお会いして再度言う

たら、何か神楽を見たいとかスキーをしたいと言われてたんですけど、スキーはないんですね、安芸高田市には。だけど、そういうような興味もお持ちなんで、まんざら安芸高田市、田舎を無視した方ではないと、非常に好感の持てる方でした。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。  
再々質問の許可をいたします。  
15番 金行哲昭君。

○金行議員 まさしく今、財政が厳しい、いろいろなことを市民と共有するにはまちづくり条例が必要だと思います。終わります。

○藤井議長 以上で金行哲昭君の質問を終わります。  
この際、13時まで暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。  
説明員の欠席について、長井美土里支所長は午後から公務のため本会議を欠席する旨の報告がありましたので、御報告いたします。

それでは、続いて質問の通告がありますので、発言を許します。

11番 前川正昭君。

○前川議員 11番 会派絆の前川正昭です。通告により市長に3点質問いたします。  
1つは環境基本条例制定について、11月26日付で安芸高田市環境基本条例制定委員募集が広報されたが、その委員会はいつから何回開催される予定ですか、お伺いいたします。

2点として、農地対策についてですが、21年度6月定例会において農地対策、農地を守る政策についてお伺いしました。その回答において市長は、今後とも関係機関との連携を密にして産業として自立できる農業形態の育成と集落ぐるみで農地を守る集落営農の推進を通して生活基盤でもある大切な農業を守っていきたいと言われました。そこで、どことどのような協議をされ、連携をとられ、どのような具体策を練られたのかお聞かせください。

最後に、3番目ですが、米の生産調整についてですが、21年度9月定例会の決算特別委員会において、米の作付の生産調整面積超過に対して調整の区分について質疑しましたが、平成19年度81ヘクタール、21年度51ヘクタールの超過となっておりますが、21年度の生産調整についてお伺いします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの前川議員の御質問にお答えいたします。

最初に、環境基本条例策定委員会についての御質問でございます。この条例は、環境への負荷影響が増大し、地球規模で生活環境を脅かすま

でに至っている状況を踏まえ、人と自然の共生や環境負荷が少ない社会の構築を目指すため、市民、事業者など責務と総合的な基本施策の推進を図りながら豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくことを基本理念として制定するものであります。この条例策定に関しての御意見をいただくため委員を募集し、1月に2回、2月に1回、計3回の委員会開催を予定しております。

次に、農地対策についての御質問でございます。農地を守る施策につきましては、6月の定例議会におきまして議員の御質問に答弁申し上げたところでございますが、本市の営農形態の現状に対応するためには集落ぐるみで農地を守る集落営農の推進が必要であるという基本的な考え方は先川議員への答弁の中でも申し上げたとおりでございます。具体的な取り組みの状況につきましては、安芸高田市担い手育成総合支援協議会の構成団体である広島県西部農業技術指導所、JA広島北部農業委員会と連携をいたして集落営農支援チームを編成いたしました。市内の各集落に出向いてそれぞれの地域の実情に合った営農形態について協議をしているところでございます。本年度におきましては、これまで18の地域集落に出向いてそれぞれの地域の皆様方と地域営農の将来像について協議をさせていただいたところでございます。その結果として、2つの集落におきまして集落農場型農業生産法人を設立していただきました。さらに、来年度3つの集落で法人化する予定でございます。共同の農業機械導入も3地区が取り組まれ、着実に農業経営の効率化が進んでいるところでございます。今後におきましても、地域の生活基盤である大切な農用地を守るため、地道に集落、地域に出かけて、その地域の実態に合う営農体系を地元の方々と十分論議して、協議して、地域の安心につなげるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、水稻生産調整についての質問でございます。昭和46年から本格的に開始をされました米の生産調整であります。平成7年には食管法の廃止とミニマムアクセス米の輸入開始、平成11年には米の輸入関税化などがなされるなど、農業を取り巻く情勢は大きく変化をしてまいりました。今後の水稻生産調整政策につきましては、現在国において農家戸別所得補償制度の要件等の議論がされているようでございますが、米の生産過剰基調は今後とも続くものと考えられます。本市におきましては、議員御指摘のとおり、平成21年度においても59ヘクタール余りの超過となる見通しであります。直近3年間の状況はいずれも農家の皆様の協力により生産目標数量に対してそれを下回る作付面積となっており、市全体としては米の生産調整は達成をいただいているところでございます。御質問の生産調整面積の超過につきましては、毎年の集落への面積配分において過去の作付実績を勘案して、できる限り超過面積が減るように努力している状況ではございますが、それぞれの集落においてはある程度の余裕を持って配分されている実態もあり、集計結果として超過達成となるということでございます。集落の集計結果が出るのが6月の

上旬となり、水稻の苗や種子の注文が終了していることから、作付を拡大することが可能な農業者は限られることになり、再配分を行うことは極めて困難な状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。今後の水稻生産調整につきましては国からの説明等を受けた後、市の水田農業推進協議会で十分協議をしていただき、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
再質問の許可をいたします。  
11番 前川正昭君。

○前川議員 1番の環境基本条例ですが、3回ほど開催されて、今からされるということで、中身の濃い内容で、期待しますので、ひとつよろしく願います。

2番、3番は農地対策と米の生産調整の件ですが、まとめて一括で質問させていただきます。

これ、最後の分ですが、3番の19年81ヘクタール、これは過剰生産ですね。生産調整ですね。20年度が56ヘクタール、21年度が今59ヘクタールと言われましたが、これ50町歩以上ですよ、減反されとるんですが、これは18年度、17年度、過去はどのようなものか、それは答えてもらわなくてもええですが、これはずっといくと50ヘクタール以上ということになると、米をつくって出荷するとその価格が、1反当たりが10万円ぐらいとれるとしますと、50ヘクタールということになると5,000万円になるんじゃないかと思えます。それが毎年5,000万円ずつ捨てるような状態ですよ。そういうことで、このたびの生産調整ですが、それは22年度はもう50ヘクタールは減して調整するぐらいのやっぱし度量が欲しいと思えます。そういうことで減すんですよ、もう、減していけばちょうどこのようになるんじゃないですか、100%に。これは今、見ると102%以上ですよ。そういうことで、そこらはちょっと市長も考えてもろて、5,000万、6,000万いうとちょっと大きいですよ。そこらひとつ御回答願います。以上です。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 環境条例の指摘でございます。安芸高田市の状況を十分見ながら全体の基本方針、全国の、また広島県等の状況を見ながら検討をしていきたいと思っておりますのでよろしく願います。

それから、生産調整でございますけど、県との紳士協定によってやってるわけです。例えば50ヘクタール、空振りをして今度また非常に申しわけないことになるので、この辺のところは過去の事情を踏まえまして、生産調整については余分に、ちと多目にやらせてくれとか、これらことは変革をしていきますけど、今のところ、紳士的な協定の中でやっておりますので、かばちはないようちだけ余計生産調整をせんよというのはちょっとどうかと思っておりますので、この辺のところは関係機関と調整し

ながら、こういう御意見もあるんだということで今度ちょっと対処していきたいと思います。

それから、数字的なことがございましたけど、どの程度今まで減反してきたかという数字を関係部長の方から説明をいたさせます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 金岡英雄君。

○金岡産業振興部長 現在、19年度以降の数値しかちょっと資料として今持っておりませんので、先ほどと重複するかわかりませんが、19年度につきましては2,425ヘクタールの配分に対しまして2,340ヘクタールで81ヘクタールの超過、また20年度は2,390ヘクタールの配分に対して2,340ヘクタールの作付で56ヘクタールの超過、21年度は、現在集計中でございますが、2,395ヘクタールに対しまして59ヘクタール程度の超過見込みとなるという状況でございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

11番 前川正昭君。

○前川議員 今の答弁がちょっとわからんですが、21年度が50ヘクタールの過剰な生産調整になつとるんですよ。その分の過剰をなくするためにその50ヘクタールを減すような方向で調整の区分ができないかということです。例えば調整の分配のときに、行政区ごとにやるんですが、それを少しずつ減すんですよ。減していくんですよ。そういうことでやれば50ヘクタールぐらいすぐ減って、100%以上せんでもいいんですよ。国に報告せんでもいい。ちょっとこれは多過ぎですよ、59ヘクタールいうたらね。そういうことで、今年度は必ずこれはやってもらわにゃ大損ですよ、これは、5,000万、6,000万損してるんですけどね、市が。そういう質問したんですが。

それと、もう1点ですが、荒廢地のことです。荒れた土地があるんですが、それを、農業のことになるんですが、これは荒廢地がある、その荒廢地をどうして何か植えてもらわんのか。6月の一般質問で言うんですが、例えばカキ植えたりユズ植えたり、よう考えてみれば、それから考えてもろうてくださいと言うとるんですが、よう考えたら、イチジクもいいんじゃないか思うんですよ。荒廢地をどうにか何か植えておかにゃ、3年、4年先にその作物としてそれを販売すれば何ぼでももうかるじゃないですか。その荒廢地、荒れとる土地をどうしよるんかいうことをわしは聞いたんですよ、前に、6月には。それを全然わからんのです、それは。そういうことで、やっぱり農家が困つとるんじゃないけ、荒れて荒れて、それをどうするかいうことを聞いた。それが聞きたかったです。ひとつよろしくお願いします。

○藤井議長 ただいまの再々質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 適切な回答ではなかったかもわかりませんが、私の気持ちとすれば、

50ヘクタールの減反、過剰に最終的に50ヘクタールになっということなんでございますけど、その過程においては、それじゃあ数字を上乗せてやるかということになりますけど、このことにつきましては一応県の指導か何かで100なら100としてやってくれということなんで、それじゃあまともにいったらだれが責任とるかということがございます。だから、こういうとこの腹をかけるということなんでございましょうけど、この辺のところは県と調整しながら、実態はこうだということでもちよと調整をしてみるとさっきお答えをしたわけでございます。みんなわしが責任とるのは嫌じゃというわけです。だから、結果的にそうであって、それじゃあ画一に51%減るんであれば最初から減らしとけばいいわけでございます。だけど、それは結果としての数量でございますので、この辺のことというのは非常に難しい行政指導になってくるんで、県とか関係団体との調整が必要じゃないかと思っております。議員御指摘のように50ヘクタール植えてないということは事実でございますので、できるだけ植えられるような工夫、また仕組みを考えていきたいと、かように思います。

それから、荒廢地でございますけど、非常にこれ、おっしゃるけど、土地の使用者の御理解が要るわけですね。所有者がおられんとか所有者が勝手なことしてくれるとか、そういうような地権者等の状況もございまして、この辺のところは植えたらどのようにするかというようなちよとモデル事業といたらおかしいけど、そんなような組み立てをしないと、今、単にあんたのそこあいてるからイチジクを植えさせてくれというても、総論賛成、各論になるとなかなかうまくいきません。空き家対策もそうです。この家を貸してから、借りたい人がおるんだからこの安芸高田市へ住んでくれといたら、最初はええという話になっっても、仏壇があるけえいけんのじゃというような、なかなか課題があります。市の土地とか市の持ち物ならうまくいくんですけど、この辺を加味しながら議員おっしゃるようなできるだけ荒廢地をなくするような施策の展開、これからも考えていきますので、具体的な御提案をしていただきたいと、ここは大丈夫だとか、こういうようなことを行政もしっかり探していますので、そういうふうにしてもらいたいと思っております。また、いろんな施策の展開との絡みの中で空き家とか農地を有効活用というのを図ってまいりたいと思っておりますので、これからも知恵を拝借、御提言を願いたいと思います。どうかよろしく願います。

○藤井議長

答弁漏れありましたですか。ないですね。

以上で再々質問の答弁を終わり、前川正昭君の質問を終わります。

続いて質問の通告がありますので、発言を許します。

1番 前重昌敬君。

○前重議員

1番 会派絆の前重昌敬でございます。通告に基づきまして、平成21年度安芸高田「かがやき」プラン～みらいにかがやく安芸高田の教育～

実践プロジェクト、学校教育における心の教育の充実につきまして2点御質問いたします。

まず、1点目に、適応指導教室あすなろにつきましては、平成17年度より旧吉田町、丹比西小学校跡地に不登校児童生徒に対して学校とは異なった環境の中で学習や生活の指導を通して子どもの自立を促し、学校復帰を促進、援助するため開設されておられます。こうした中、開設から5年目を迎えており、これまでの経過を踏まえ、現在の状況、そして今後の方向性につきまして教育長に伺うものであります。

2点目は、本年7月20日付の中国新聞朝刊にも掲載されておりました家庭教育支援員並びにスクールカウンセラー配置によります生徒指導対策充実事業につきまして、これまでの成果及び今後の課題、方向性などに対しまして、これも教育長に伺うものであります。

以上2点について答弁いただき、答弁によりましては再質問、再々質問を自席にて行わせていただきます。

○藤井議長 　　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 　　ただいまの前重議員の学校教育における心の充実についての御質問にお答えをいたします。

まず、学校教育において、子どもたちに自他ともにかけがえのない存在であり、お互いに思いやりの心を持って接することの大切さを理解させたり社会のルールやマナーを守る強い心や態度を醸成したりするなど、豊かな心を育成することは、将来にわたってたくましく生き抜いていく力を育てる上で大変重要な教育であると認識しております。市の教育委員会では、今年度、心の教育の充実として、適応指導教室運営事業、生徒指導対策充実事業、道徳教育推進事業、体験活動推進事業、人権教育推進事業等々を進めてきておるところでございます。

お尋ねの適応指導教室の現状、今後の方向性についてでございますが、現在の在籍生徒数は中学生6名でございます。そのうち3年生が4名で、現状のままですと来年度の在籍生徒は2名と予想されます。平成21年10月末現在、30日以上学校を欠席している児童生徒は、小学生が3名、中学生が21名、合計24名おりますが、その多くは欠席あるものの登校している子どもたちであります。また、全く登校していない子どもたちも数人おりますが、それらの子どもたちは適応指導教室への通所も難しい状況にあります。これらの状況をかんがみ、来年度の適応指導教室は、従来の通所してくる不登校児童生徒の学校復帰のための支援機関という役割に加えて、通所しない不登校児童生徒の在籍する学校及び家庭へ積極的に訪問指導を行い、学校または家庭教育支援という役割を担う機関としての体制を整えていこうと考えておるところであります。

不登校の問題につきましては、未然防止という観点から、家庭での支援、あるいは福祉機関との連携が必要不可欠となってまいりますので、具体的には、現在、学校に配置している2名の家庭教育支援員を適応指

導教室に配置し、そこから要請に応じてそれぞれの所管するエリア内の学校または家庭への支援に入るといった体制を考えております。もちろん通所する生徒もいるわけですから、指導員も1名常駐させ指導に当たらせたいと考えているところであります。

続いて、生徒指導対策事業についてでございますが、今年度、生徒指導対策事業として生徒指導主事研修会、家庭教育支援員配置事業等を実施しております。市内小・中学校の10月末現在の生徒指導上の諸問題の状況であります。暴力行為が小学校2件、中学校1件、いじめが小学校1件、中学校2件、不登校、30日以上欠席でございますが、小学校3人、中学生21人でございます。先日の新聞報道に小・中学校の暴力行為の増加が課題であると思いましたが、本市におきましては、減少傾向にあるところでございます。

生徒指導には問題行動が発生した後の対処的な指導と問題行動を未然に防止することにつながる積極的な生き方指導という2面がございますが、この両面から指導を効果的に交えながら、子どもたちみずからが判断し行動し、その結果に責任を持つという自己指導能力の育成を目標として進めてきております。生徒指導主事研修会におきましては、事例研究等を交え、ルールを守らず他者に迷惑をかけるなどの行為に対しては毅然とした粘り強い指導を行うとともに、子どもたちの心に寄り添い、ともに生き方を考え、ともに困難を乗り越えるという受容と共感の姿勢で臨むことが指導者として大切であることを実践的に指導しております。

また、さきに述べました家庭教育支援員配置事業におきましては、不登校等の未然防止の観点から、家庭教育への支援、あるいは福祉的視点からの支援を行い、早期発見、早期対応に努めているところでございます。

子どもたちの心身ともに健やかな成長には、学校における組織的な指導はもちろん、家庭、地域や専門機関との連携を強化し、社会全体で子どもたちをはぐくんでいくことが重要であり、今後とも力強い御支援を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
再質問の許可をいたします。  
1番 前重昌敬君。

○前重議員 答弁いただきまして、確かに御承知いただきますように平成17年度以来、小学校、中学校、児童生徒さんにおきます暴力行為、いじめ、また不登校、この辺は指数的には、表には確かに減っているという形は見えてきます。しかし、実質この表に上がっている中で眠っているある一部、よく言う言葉ですが、氷山の一角ということで、この氷山の一角がこの表に上がっていると。しかし、その見えない部分、こうした海の中に沈んでいる氷の部分、じゃあどれぐらいあるのか、その辺のところを教育長の方では把握をされておられるかどうかお聞きしたいと思います。大分ここに上がってくるまでのそういった中身の相談、特に21年度から3

名という家庭教育支援のモデルの形で今日まで実施してこられて21年度から2名と、若干人数が減っております。この形が果たして今後22年度に向けて指数、そうした表の形だけで、あらわれでよいのかどうか、その辺をお伺いいたします。

それと、あとこの「かがやき」プラン、1年間のプランの中と整合性を持つということで、昨日も市長の方からございました将来に向けて育てる児童生徒という形の中で、安芸高田市総合計画、これも同僚の議員が御質問をさせていただく中で、その中でローリングをしながら計画も見据えていくということでもございました。そういう位置づけ、そして19年度から青少年育成プラン、こちらにも心の充実ということで明記しておられます。その中にはそういうカウンセラー、また家庭教育支援員の協力の形も踏まえてメンター制度、これ今、広島市がやられてるかどうかわかりませんが、そういう中でのメンター制度を取り入れることも検討しているということもそういう形で明記されておられました。そういうところにつきまして教育長の御見解を伺うものでございます。そうした青少年との整合性も含めて。

そういう形をどうして質問するかといいましたら、昨年9月に同僚議員が、要はこの義務教育、18歳以上の方々に対してのそうした不登校といいましようか、閉じこもり、このの方々に対してのところをあすなろで何とか通所といいましようか扱ってもらえないかということも御質問が出ておりました。そういう流れの中で検討いただいているんじゃないかと思いますが、そうした児童はもとより、昨日も幼稚園、保育園の一元化の中で、そして小学校、中学校、そして高校と幅広く連携という形になってまいります。そこを補う形として今、あすなろという不登校の関係施設でございますが、そこだけでは今後、今の常駐家庭教育支援員もそこに位置づけるということでもございましたが、それでは解決がいかないんじゃないか、そこを逆の形で今こちらにございます子育て支援センターといったものをこちらの庁舎内に位置づけをされております。これは福祉保健部、またこの教育委員会連携で幼稚園、保育園、また小学校、中学校に対しても保健師さん、また家庭児童相談員、そうした方々が常駐されてそういうケースも伺って支援をされてる。そこをもう一つランクを上げて、家庭支援総合センターといった形で総合的な形でそういう幼少期から青少年といった形までを連携して対応していく形も今後必要ではないかと考えます。そうしたことも踏まえて、あとあすなろにおられる今の非常勤、この方々で今後そういう非常勤のまた位置づけだけで果たして機能できるのかどうか、その辺も若干今後ケースを、でた実数のケースですね、相談件数も含めて考えるときにどうなのかなど、またそういう今おられる職員さん、大変苦勞されとるというのがそういう目に見えない形、今回この質問をさせていただくのも3回目でございます。私もこれまで地域医療で、昨年の非常時の災害ということで、要はこちらの表に立って見えない方々に対して市としてどう考えておられるのか

いうのも若干私の質問、1年間の中では整理をさせていただきとるつもりでございます。そういうことで、今回こちらの目に見えない形で今、表としたら減っている、そうした不登校、いじめ、暴力行為のそうした目に見えない形の方々に対して教育長としての御見解を再度答弁いただければと思います。よろしく願いいたします。

○藤井議長 　ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 　考えてみますとたくさんの質問があったように思いますが、もし落ちておりましたらまた御指摘いただきたいと思います。

まず1つは生徒指導上の問題で数のことを申し上げましたけれども、氷山の一角ではないかということでございます。確かにそのように受け取られることがあるだろうと思えますけれども、最近は学校でありましたことを隠さずにおるといことはほとんどございません。あったことについては数字でほとんど正直に出してもらっておるのが事実でございますが、しかしながら、生きとる人間でございますので日々いろんなことがあるというのも事実でございます。余り多くのことが表面に出てこないというのは、アヒルが水面をすいすいと泳いでおるときに、非常に楽なように思いますが、水の下では一生懸命足をかいておるわけでございます。先生方も一生懸命努力してこられておる成果が出ておると、このように思っております。

特段に申し上げますと、学校視察にたびたび参ります。そのときに以前は中学校の授業を見ておりますと、上履きの後ろを踏んでおる生徒とか授業中先生の話の聞かないで机にふさっておる生徒を見ることがありまして、茶髪の生徒も何度か見ることがございました。ことし1年、自信を持って申し上げますのは、中学校の生徒で上履きの後ろを踏んで学校生活をしておる生徒は私は一人も見ませんでした。机の上にふさって授業を受けとる中学生も一人も見ませんでした。茶髪の生徒も一人も見ませんでした。それは心の問題が外の形で私はあらわれてきとるんだろうと、このように思っております。できるだけ早目に対応する、そのために生徒指導研修会というのを持ちながら早目に対応する。岩石の風化ではございませんが、初めに小さなひび割れのときに対応すれば、何年か後にひび割れがあつて石が割れるということがございますが、そういう面では生徒指導の結果が出ておると、このように思っておりますし、今後とも生徒指導研修会を通しながら、先ほど申し上げましたが、実践事例を通しながらの研修を進めてまいりたい、このように思っております。

次に、メンター制度のことについてお話がございました。これは安芸高田市でつくられました青少年育成プランであります。その中に38ページのところに適応指導教室やスクールカウンセラーの設置を推進するとともに青少年メンター制度の導入検討など心の教育相談体制の充実を図りますというように書いてございます。まさに先ほど適応指導教室のこ

とについてお話をいたしましたけれども、非常勤の職員プラス、ベテランの家庭教育支援員をそこに配置いたしまして、担当するところへ行って相談に駆けつけたり、あるいは適応指導教室の方に来ていただいてゆっくりとそこで保護者の方に相談をしていただいたり、また下の子育て支援センターがごございますけれども、月に1回はお互いに情報交換をしながら市内の課題のある子ども、民生委員として協力していただいていること等々の話し合いもしておいて、ともに知恵を出しながらマトリックス組織での対応を考えておる、来年度はいよいよそれが実行に移される時期になるかなというように思っております。

次に、閉じこもりの生徒のことでございますが、適応指導教室から卒業しまして高等学校へ行く年齢の子どもがおりますけれども、なかなかそれができないという子どもにつきましては、やはり適応指導教室へ来て一緒にそこで生活をしながら指導員の方が包み込んで自立するように仕向けておるわけでありまして。私はあそこの適応指導教室は義務教育受ける年代までのことを中心にしながら考えておりましたけれども、そこを卒業してもなかなか自立できないという子どもについては、やはり自分のところの卒業生でありますから、あくまでもその子どもたちの世話はさせてもらっとるというように思っておりますし、それも適応指導教室の実績として報告を受けております。

次に、子育て支援センターとの連携ということでございましたが、まさに先ほど申し上げましたように、いろんな方々の力をかりながらマトリックス組織の中で家庭教育支援総合センター的な動きはさせてもらっておるつもりでございます。総合センターをつくるということにつきましては、これは行政的な組織の一環でございますので何とも私が申し上げることはできませんけれども、そのような動きはさせてもらっておると、このように思います。

次に、幼・保・小・中連携ということでございますが、現在、市内の学校におきましては教育委員会の「かがやき」プランの柱であります協力の協に、育てるということをキーワードに取り組んでおります。一つの事例を申し上げますと、これは美土里は今までもやっておったんですが、これは今、吉田町で取り組んでおる小・中学校のつながりを大切に、9年間を見通した教育を進めていきたいと思いますということ、三矢プロジェクトというものをつくって、もちろん幼稚園とも連携をしておりますけれども、小学校で学校でやること、中学校でやることというように下から小学校、順に上に行くようにそれぞれの発達段階に応じて学校では何をし家庭ではどんなことをやってもらいたいということを保護者にも知っていただいて協力をしていただく中で子育てしようという動きをしておるところであります。ぜひともこういうことを保護者にも理解いただいて、不登校を少なくし、そして問題行動を少なくするような仕事をさせてもらいたい、このように思います。

なお、非常勤だけではということでございますが、常勤の職員でそう

ということがあれば非常に我々も助かるわけでありますが、少し非常勤でも今まではなかったわけでございますので、そういう制度を活用させてもらって生かしていきたい、このように思っておるところであります。以上でございます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。  
再々質問の許可をいたします。  
1番 前重昌敬君。

○前重議員 ありがとうございます。教育長のしっかりとした答弁に対しまして敬意を払うものでございますが、しかし、今の形の中でのあすなろにつきましても、確かに今言われておるようにみんなで取り組んでいただいている。一つのこの事業の目的の中にまた学校に戻すと、再登校と、こういうことで掲げておられます。そうしたところが、実際問題できるものかどうか、そうしたところも今後検討いただき、学校は学校のポリシーがあろうかと思えます。校長先生いわく、各地域のカラーがありますので、その辺はやはり大事に見ていただかないといけない。しかし、そこの外に出たときと今の学校内、そこには大きな目に見えないバリアがあるのかなと考えます。そうしたところを今後できれば長い目で、要は頑張れ頑張れと言うことは逆に、うつ対策ではございませんが、逆効果でございます。頑張らせないという形も今後校長先生の中にもあっていいんじゃないかなと、そういうところも視点に置いていただいて、この安芸高田市の教育がしっかりと子どもたちを見据えていただいて最終的には子どもたちがこちらの地へ帰ってくるような仕組みができればと感じます。それが今言われたようにマトリックス組織でございますか、そうした今、教育長、新しい言葉を言われたのかなと思いました。そういうことで含めて充実した組織で、できれば子育ての総合センターも今後視野に入れながら市の方もお考えいただければと思います。

最後でございますが、昨日、ある中学校の学校だよりが届きまして、そこにきょうお話しする形での若干皆様に聞いていただきまして最後にこの詩から、教育長の思い、また最後に市長さんの思いをお聞かせいただければと思います。これは相田みつをさん、書道家の詩人の方でございます。この方が言われております詩で、花を支える枝、枝を支える幹、幹を支える根、根は見えないんだなという言葉が記してありました。そうした形で最後、この詩に対しまして教育長、市長の御答弁をいただければと思います。以上です。

○藤井議長 ただいまの再々質問に対し答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 突然の御質問ですけど、どう答えようかなと思ってるんですけど、我々、青少年の健全育成、身体の障がいをもつ者だろうと、全部、安芸高田市の今後を担う青少年でございます。ただ、先ほどおっしゃるように目に見えるところを持った、自分のいろんなそれぞれ個性を持ってまして、まだ我々見えんところも子どもは持っているんじゃないかと感じまし

た。こういうことを我々大人がしっかり引き出してやってしっかり伸ばしてやって安芸高田市の支えになっていただきたいと、かような感じがいたしました。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。  
教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 相田みつをさんの学校だより、私も見ました。毎月のように学校は開かれた学校づくりの一環として学校だよりを出しております。行事をずっと並べて書いておる学校だよりもあるかと思えば、今のようなことを、校長さんの思いを書いておる学校だよりもあります。読んでコピーとって残しておきたいような学校だよりを出してくれというようにお願いしとるんですが、私が大学を卒業するときに大学の教授から言葉をもらいました。それは、カブの絵をかいていただきまして、白く緑に、そしてしかに肥えよという言葉でございました。それを実践していきたいと、このように思っております。以上でございます。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わり、前重昌敬君の質問を終わります。  
この際、2時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時49分 休憩

午後 2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
続いて質問の通告がありますので、発言を許します。  
3番 児玉史則君。

○児玉議員 3番 会派絆の児玉史則です。通告に基づき、2点市長に質問いたします。

現在、日本を取り巻く経済環境は大変厳しい状況にありますが、こういったときには当然、歳出を減らすこと、このことに最大限の努力をしなければなりません。さきの民主党の事業仕分けもまさにこの時期、的を射た手法であったように思います。また一方で、こういう時代だからこそ先を見越した成長戦略も必要であろうと考えます。当市が中長期的に成長していくためには、市長が言われるとおり、事業を選択し、戦略的に集中投資していくことこそ重要と思います。

そのような中で、まず現政権が掲げております気候変動対策としての2020年までにCO<sub>2</sub>の25%削減、この目標に対し当市としても中長期的な削減のための行動計画を策定すべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

また、少子高齢化に伴い歳入が年々減る中で、自主財源をふやすための施策を積極的に取り入れることが重要ではないでしょうか。一般会計が年間約200億円投じられるわけですが、その結果として自主財源に増加傾向が見えるかといえ、決してそうではないように見受けられます。自主財源増に結果が結びつくような成長のための投資が最重要課題と考

えますが、市長の御見解を伺います。

以上2点よろしく願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの児玉議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、民主党が掲げるCO<sub>2</sub>25%削減目標に対する市の方向性についての御質問でございます。私は就任以来、環境問題は重要な課題であると思っております。できるものから取り組むとの姿勢で今、臨んでまいりました。これまでリサイクルの推進によるごみの減量化やレジ袋の有料化など、実施させていただいております。これからもこれらに加え、環境に優しい自然エネルギーの利用促進などの取り組みも行ってまいりたいと考えております。

このような状況の中で、先般、民主党政権が掲げました二酸化炭素削減目標25%を受け、政府はこの目標に対してさまざまな政策を打ち出してくるものと期待しているところでございます。この25%という大変大きな目標を掲げました。今後、今までの市としての環境対策を踏まえながら、政府より打ち出された政策を吟味いたしまして、本市に合ったものは積極的に取り入れていきたいと思っております。場合によっては行動計画策定も踏まえながらいきたいと、かように思います。

次に、歳入が減る中で自主財源をふやすための戦略の必要についての質問でございます。少子高齢化進行の抑制及び定住対策を含め、安芸高田市にとって優良企業の誘致及び既存企業の継続または育成は大変な施策でございます。そのためには現行の安芸高田市企業立地奨励条例をより活用していただけるために条例の一部改正、また将来を見据えて外国籍の方を含めた人材の確保、また光ファイバーなどの通信関連の企業誘致のための条件整備、このような施策を戦略投資と考え、実現に向け調査研究していきたいと考えております。どうかよろしく御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

3番 児玉史則君。

○児玉議員 まず、環境問題ですが、これはリサイクルとか、あるいはごみの減量とか、いろいろ現在取り組まれておりますことは重々知っております。ただ、先ほど市長も言われましたように、温暖化ガスの削減に関して、この部分が今からは大変大切になってくるんだろうと思っております。この温暖化ガスの削減に関しては、国民はそれぞれが応分の責任を負っていると思っておりますし、この点では自治体の役割は大変大きいんだろうと思っております。地元企業や住民が参加する地域に根差した対策を自治体が積み重ねていくことが不可欠ではなかろうかと思っております。いずれにしても、この地球温暖化を克服するという挑戦は世代をまたぐ、いわゆる長期戦になるだろうと、こういうことをしっかり認識しておく必要があるんで

はなかろうかと思います。温暖化の要因の一つが化石燃料消費によるCO<sub>2</sub>の排出でありますけれども、主要エネルギーの根本的な見直しに取り組むことが必要、そのまず第一歩としましては、まず家庭でどれぐらいのCO<sub>2</sub>を出してるかと、そういうものを見える化するようなことも取り組むべきじゃなかろうかと思います。

また、次世代への環境教育のために、例えば文科省が行っておりますけれども、スクール・ニューディール構想、幼稚園、小学校、中学校に太陽光発電パネルを設置するための補助事業、これらを活用して電気使用料の見える化を行えば子どもたちへの省エネ意識も身についてくるんだらうと思います。特に太陽光パネルは学校の休み中に蓄えた電気を売ったり、また設備面でも今、価格が下がってきておりますから、10年ぐらいで投資回収が可能ではないかと、11年目ぐらいからは電気代が原則ただになるのではなかろうかというようなことも言われております。これからCO<sub>2</sub>削減への具体的な取り組みをスタートさせるべきだと思いますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

また、産業の育成に関しても、先ほど市長が言われましたように、新規の企業に来ていただくとか、あるいは既存の企業に継続してこの地においていただくと、こういうことは非常に大切だろうと考えています。例えば製造業の成長を考えた場合、市内における製造業者、事業所数、4名以上の事業所数ですが、平成18年度が107社、従業員が3,370名、平成20年には114社にふえ、従業員数も3,500名にふえておられます。しかしながら、製品出荷額は大幅に減少しておりまして、仕事はあるが製品単価は下落しているという大変厳しい状況ではなかろうかと思います。こういう厳しい中、先ほど言われましたように、企業にとどまっていたいただくためにも、また新たな生産拠点をつくろうとされるときにこの安芸高田市に投資していただけるように考える場合にも、やっぱり何らかの支援が必要になってくるんじゃないかと思います。例えば電気料金の支援として環境省が行っているソーラー環境価値買い取り事業、これも太陽光パネルの設置事業ですが、そういった補助事業への市としての後押しも重要であらうと思います。森林からの代替エネルギーの創出や農業施設の自然エネルギーの導入など、柱を省エネに据えるだけでも成長に向けた事業がかなりあるのではないかと思います。こういった事業を含めて市長の御見解を伺えればと思います。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。全く市の方向としてもこの温暖化対策についてはしっかり考えていきたいと。まだ軽はずみに今こうじゃなしに、やっぱし腰を据えて市民とともに考えていきたいと、そのためには市民の方々にこういうことが非常に議員おっしゃるような効果があるんだとか、市としてこういうことが非常に将来のまちづくりに役に立つだとか、そういう理論武装もこれからしていきたいと。幸いこうい

う政策に対しては今の政府に対しては非常に寛容な態度で臨んでもらえるんだらうと期待をしております、大きな目標を掲げられたわけですから。こういうことをこれを契機に安芸高田市のエネルギーの問題について抜本的な見直し、また市民への啓発を図ってまいりたいと、かように思っております。

それから、企業の誘致とか、この問題でございますけど、これはどういう状況になろうとも安芸高田市に職場の確保とか優良な企業を誘致とか守っていくことは非常に課題でございます。私考えるに、今、非常におくれてますが、光ファイバーの設置がおくれております。このことも財政状況でございますけど、できれば今の特例債が受けられる範囲内で目鼻がつけばちゃんとした条件整備を整えていきたいと、かように思います。本来、前の政権からはADSLで対応ということを知っていたわけですが、社会状況が変化する中、それにかえて光というのも若い人の大きな魅力の一つとなると、企業誘致の魅力の一つになると、大きな社会的な魅力になるんだと今はとらえております。こういうことも研究しながら実現を見据えた研究をこれからもしていきたいと思っております。

市民の方々と行政、太陽ソーラーとか自動車の問題とかいろいろございますけど、安芸高田市がこの環境問題について後戻りしないような形で、一步一步前進する形で、地道にはありますけど、とらえていきたいと、かように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。全く議員と同感の考えでございます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

3番 児玉史則君。

○児玉議員 市長には非常に積極的な御意見を伺ったと思います。来年3月に、市内の高校の卒業生ですが、3校で約210名おまして、そのうち就職希望が54名おります。この中で41名の生徒、これは現時点ですが、41名の生徒は安芸高田市に住み、安芸高田市内や三次、広島に働きに行かれる予定です。この41名の生徒さんが将来当市に税金を納めてくれる大切な人材となるわけです。一方で大学や専門学校に進学される生徒、これは約150名おられます。これも市長の御尽力いただきましたステップアップハイスクール事業の指定校に認定していただいた、これらの影響が出ておるんじゃないかと思うんですが、非常に進学希望者が多くなってきておる。ただ、卒業後、地元に戻っていただこうと思えばどうしても雇用の創出が最大の課題となってくるであろうと。少子高齢化や経済状況の悪化等、暗い話ばかりの昨今ですし、また市長が昨日言われました福祉、介護を含んだ健康づくり、これが最重要課題ということは認識し、理解しておりますが、一方では市長には若い世代に希望を持っていただくためにも将来の安芸高田市の成長のための柱となる部分をぜひ語っていただきたいと思っております。残念ながら、安芸高田市の総合計画、あるいは実施計画には対処的な事業が多くて、成長のための取り組みの施策が希薄

なような感じがいたします。午前中も同様の意見がありましたけれども、安芸高田市の総合計画、実施計画、これを時代に合ったものに成長に向けた事業を含んだものに見直す必要があると考えておりますが、市長の御意見はいかがでしょうか。最後に質問して終わりたいと思います。

○藤井議長 ただいまの再々質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほども質問の中に長期計画の見直しとかございましたけど、こういう少子高齢化を踏まえて、一つの成長、若者が夢を持つような成長のプランをやっぱりそういう意味からも計画の見直しをしていく必要があると思います。今後こういうチャンスをとらえてそういうものを反映させるよう努力してまいりたいと。訴えてることはもうどっちも言っとるわけでございます、そういうような光の問題とかいわゆる大きな高規格道路の問題とか、やっぱし若者が魅力あるようなまちづくり、その若者によって高齢化の高い、年寄りも支えてもらいたいという連帯した全部計画なんで、総合的に判断してそういう問題もしっかり計画の中に組み込んでいくよう努力してまいりたいと思います。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わり、児玉史則君の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終了いたします。

これをもって本日の日程を終了いたし、散会いたします。

次回は14日午前10時に再開いたします。本日は大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員